

中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書案

新疆ウイグル自治区において中国政府当局によるウイグル人への強制労働や不妊手術等の報告が次々と挙げられ、わが国でも報道されております。

2018年（平成30）9月、国連の人種差別撤廃委員会は、中国に関する総括所見を公表し、多数のウイグル人やムスリム系住民を、法的手続きなしに、長期にわたって強制収容し、「再教育」が行われていることに「切実な懸念」を表明しました。

また、国連人権理事会の特別報告者は21年6月、中国当局がウイグル人やチベット人の囚人、中国政府が非合法化している「法輪功」の関係者などから、同意を得ずに臓器を摘出している懸念があるとして、中国政府に、国際的な独立組織による調査を受け入れるよう求めました。

アメリカのトランプ政権時のポンペオ国務長官は、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為をジェノサイド（民族大量虐殺）と認定し、バイデン政権に政権交代後、ブリンケン国務長官もこの見解を引き継ぎ、中国政府の人権弾圧や大量虐殺を非難しています。イギリス議会下院は、新疆ウイグル自治区で「少数民族が人道に対する犯罪とジェノサイドに苦しんでいる」ことを認定し、政府に行動を求める決議を超党派の賛成で採択しました。

さらに、オランダやカナダの議会でも新疆ウイグル自治区の状況をジェノサイドと認定する動議が提出され可決されるなど、欧米各国でもこの問題を深刻に捉え非難の声を上げています。こうした中国政府による民族弾圧は、152の国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為です。

香港における民主活動家の不当拘束や、言論の自由などへの圧力、新疆ウイグル自治区のみならず、チベットや内モンゴル等自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊を行い、不当な差別、人権を侵害する行為に対して、断固として非難と抗議の声を世界中から上げなければなりません。

わが国においては、中国の人権状況について各種報道や在日ウイグル人らの証言を通じてその深刻な実態が知られるようになりましたが、わが国政府は、「人権状況について懸念を持って注視している」と述べただけで、諸外国に比べて、明確な姿勢を出していません。

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて」と憲法前文にあるように、隣国における人権侵害の状況を看過すべきではありません。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、中国政府による新疆ウイグル自

治区における行為の調査を行い、併せて、香港、ウイグル、チベット及び内モンゴル等自治区への人権侵害を直ちにやめるよう、諸外国と共に中国政府に対して非難及び抗議を行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇議会議長

〇〇〇〇

(送付先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

法務大臣

内閣官房長官